令和５年１２月１２日　厚生委員会

市民生活部市民課

議 案 説 明 資 料

１　議案第７６号　田川市印鑑条例の一部改正について　…　Ｐ１

２　議案第７７号　田川市国民健康保険税条例の一部改正について　…　Ｐ９

議案第７６号　田川市印鑑条例の一部改正について

１　コンビニ交付について

⑴　概要

コンビニ交付サービスは、個人番号カードを利用して、全国の主要なコンビニエンスストア等に設置している多機能端末機から、各種証明書を取得することができるサービスである。

⑵　利用方法

別紙１のとおり

⑶　開始時期

令和６年３月１日（予定）

⑷　発行対象証明書

ア　住民票の写し

イ　印鑑登録証明書

ウ　税証明書（予定）

⑸　利用時間

午前６時３０分から午後１１時まで（１２月２９日から１月３日まで及びシステムメンテナンス日を除き無休）

⑹　セキュリティ対策

ア　申請から証明書の受領までの全ての手続をコンビニエンスストア等店舗の多機能端末機で本人が行うため、周りの人の目に触れず安心して証明書を取得することができる。

イ　個人番号カード、証明書等の忘れ物を防ぐため、多機能端末機の画面、音声、アラーム等で取り忘れ防止対策を実施している。

ウ　システム内のネットワークは、専用の通信ネットワークを利用しているほか、通信内容の暗号化を実施しており、個人情報漏えいの防止対策を講じている。

エ　証明書には、高度な偽造、改ざんを防止する技術が採用されている。

⑺　個人番号カードを利用したコンビニ交付についての根拠法令

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）

２　田川市印鑑条例の一部改正について

⑴　改正理由

個人番号カードを利用して、コンビニエンスストア等において各種証明書が取得できるようにするとともに、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、スマートフォンに搭載された電子証明書（以下「スマホ用電子証明書」という。）による交付手続を可能とするため、所要の改正をしようとするもの

⑵　改正内容

ア　現在窓口では、印鑑登録証明書を取得する際は、印鑑登録証が必要となるが、今回の改正では、申請者本人に限り、窓口でも個人番号カードを提示し、当該個人番号カードに係る暗証番号（利用者証明用電子証明書）の確認を受けた場合は、登録証の添付を省略することができる。【改正条例第１条関係】

イ　コンビニ交付の導入に伴い、多機能端末機から印鑑登録証明書の申請及び発行の手続を可能とする。【改正条例第１条関係】

ウ　多機能端末機での手続において、スマホ用電子証明書を利用した印鑑登録証明書の交付申請を可能とする。【改正条例第２条関係】

⑶　施行期日

令和６年３月１日。ただし、スマホ用電子証明書に係る部分の改正（改正条例第２条関係）については、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

⑷　改正による影響等

個人番号カードを利用して、全国の最寄りのコンビニ等の多機能端末機から、本市が発行する証明書を市役所の開庁・閉庁に関わらず、早朝から夜間（午前６時３０分から午後１１時まで）にかけて取得することができることにより、市民の利便性向上に寄与することができる。

⑸　参考

ア　利用者証明用電子証明書について

利用者証明用電子証明書とは、公的個人認証サービス（インターネットを通じて行政手続等を行う際に、他人によるなりすまし、データの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段をいう。）において発行される電子証明書のことである。

イ　スマホ用電子証明書について

（ア）　概要

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の一部改正に伴い、個人番号カード用の利用者証明用電子証明書とは別に、新たにスマホ用電子証明書として、移動端末設備（スマートフォン）用の利用者証明用電子証明書が創設された。

このことにより、本市においても多機能端末機での印鑑登録証明書の交付について、個人番号カードを利用した交付に併せて、移動端末設備（スマートフォン）を利用しての交付を可能とするため、田川市印鑑条例の改正を行う。

利用者証明用電子証明書
- 個人番号カード用利用者証明用電子証明書（従来の利用者証明用電子証明書）
- 移動端末設備用利用者証明用電子証明書（スマートフォン内蔵型の利用者証明用電子証明書）

（イ）　スマホ用電子証明書の設定手順（スマートフォンがスマホ用電子証明書の搭載に対応している場合）

a　スマートフォンに専用アプリ（マイナポータルアプリ）をダウンロードする。

b　オンラインでスマホ用電子証明書に関する設定を行う。オンラインで設定を行うため、窓口への来所は不要である。

⑹　新旧対照表

別紙２のとおり

別紙１

コンビニ交付利用イメージ図

⑴　個人番号カードを持ってコンビニへ

⑵　コンビニ内の多機能端末機を操作する。

⑶　個人番号カードを読み取り部にかざし、４桁の暗証番号（利用者証明用電子証明書）を入力する。

⑷　必要な証明書を選択し、部数等を選択する。

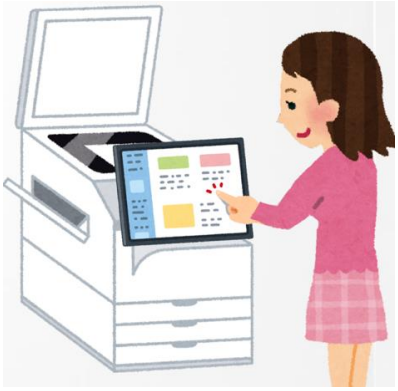

⑸　手数料を支払う。

⑹　多機能端末機から証明書が出力される。

○田川市印鑑条例（昭和５２年条例第９号）新旧対照表【第１条関係】

新（改正案）	旧（現行）
第１条から第１３条まで　略	第１条から第１３条まで　略
（印鑑登録証明書の交付）	（印鑑登録証明書の交付）
第１４条　略	第１４条　略
２　前項本文の規定にかかわらず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の交付を受けた登録者が自ら個人番号カードを添え前項の規定による申請を行う場合であって、当該個人番号カードに係る暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下「公的個人認証法」という。）第２条第５項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号をいう。）の確認を受けた場合は、登録証の添付を省略することができる。	
３　第１項の規定による申請は、代理人によることができる。	２　前項　の規定による申請は、代理人によることができる。
４　市長は、登録者又はその代理人から第１項の規定による申請があったときは　当該申請書と登録証及び印鑑票を、登録者から第２項の規定に基づき登録証の添付を省略した第１項の規定による申請があったときは当該申請書と個人番号カード及び印鑑票を、それぞれ照合	３　市長は、　　前２項の規定による申請があったときは、当該申請書と登録証及び印鑑票を　　照合

【別紙２】

新（改正案）	旧（現行）
し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。 （多機能端末機を介した印鑑登録証明書の交付） 第１５条　前条の規定にかかわらず、登録者であって個人番号カードの交付を受けたものは、当該個人番号カード（公的個人認証法第２２条第１項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）を介して、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 ２　市長は、前項の規定による印鑑登録証明書の交付の申請が適当であると認めるときは、多機能端末機を介して印鑑登録証明書を交付するものとする。 （印鑑登録証明の拒否） 第１６条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明をしない。 ⑴　登録証又は個人番号カードの提出がないとき。 ⑵　提出された登録証又は個人番号カードが著しく汚損し、又は毀損し、識別が困難であるとき。	し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。 （印鑑登録証明の拒否） 第１５条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明をしない。 ⑴　登録証＿＿＿＿＿＿＿＿の提出がないとき。 ⑵　提出された登録証＿＿＿＿＿＿＿＿が著しく汚損し、又は毀損し、識別が困難であるとき。

新（改正案）	旧（現行）
⑶及び⑷　略 （閲覧の禁止） 第１７条　略 （質問調査） 第１８条　略 （田川市行政手続条例の適用除外） 第１９条　略 （規則への委任） 第２０条　略	⑶及び⑷　略 （閲覧の禁止） 第１６条　略 （質問調査） 第１７条　略 （田川市行政手続条例の適用除外） 第１８条　略 （規則への委任） 第１９条　略

○田川市印鑑条例（昭和５２年条例第９号）新旧対照表【第２条関係】

新（改正案）	旧（現行）
第１条から第１４条まで　略 （多機能端末機を介した印鑑登録証明書の交付） 第１５条　前条の規定にかかわらず、登録者であって個人番号カードの交付を受けたものは、当該個人番号カード（公的個人認証法第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）を介して、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 ２　略 第１６条から第２０条まで　略	第１条から第１４条まで　略 （多機能端末機を介した印鑑登録証明書の交付） 第１５条　前条の規定にかかわらず、登録者であって個人番号カードの交付を受けたものは、当該個人番号カード（公的個人認証法第２２条第１項に規定する利用者証明用電子証明書　　が記録されているものに限る。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）を介して、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 ２　略 第１６条から第２０条まで　略

議案第７７号　田川市国民健康保険税条例の一部改正について

１　改正理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和５年政令第２４３号）の一部が、令和６年１月１日に施行されることに伴い、田川市国民健康保険税条例を改正する必要が生じた。

２　改正の内容

⑴　子育て世帯の経済的負担を軽減するため、国民健康保険世帯において、出産する被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び均等割額を４か月分免除する。

⑵　免除規定新設に伴い届出規定を追加する。

⑶　施行日　令和６年１月１日

３　改正による影響及び効果

別紙３のとおり

４　新旧対照表

別紙４のとおり

【別紙３】

田川市国民健康保険税条例の一部改正について

１　改正の内容

⑴　免除について

国民健康保険の被保険者の出産予定月の前月から４か月間の所得割と均等割を免除する。（双子等の多胎妊娠の場合は、出産予定月の３か月前から６か月間）

（例）出産予定日が8月12日の場合

月	4月	5月	6月	7月	8月（予定）	9月	10月	11月	12月
単胎妊娠（4ヶ月間）				免除	免除	免除	免除		
多胎妊娠（6ヶ月間）		免除	免除	免除	免除	免除	免除		

⑵　届出について

国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、必要事項を記載した届書を市長に提出しなければならない（出生届の際に市民課窓口で届出の案内を行うこととしている）。

２　改正の経緯

厚生年金、健康保険および国民年金において、既にこの免除制度があることを踏まえ、国民健康保険においても同様の配慮を求める附帯決議が国会で採択され、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的に、法改正により制度が創設されることとなった。

３　施行日

令和６年１月１日

※ただし、施行日前の出産であっても、免除期間が施行日以後に含まれる場合は免除対象となる（例えば、単胎妊娠で令和５年１１月に出産した場合は、令和６年１月分が免除となる）。

４　改正の影響

⑴　減免額補填の負担割合は、国が１／２、県が１／４、市が１／４

⑵　市負担分の１／４は、地方交付税措置あり。

⑶　国は、対象者一人当たりの免除額を平均２万７千円程度と推計している。

５　本市の見込額（概算）

⑴　令和４年度国民健康保険出産者数実績（年報資料より）

４２人（令和５年１月～３月出産者は、１１人）

⑵　令和５年度の免除額推計（１月～３月の３ヶ月間）

２９７，０００円（１１人×２７，０００円）

⑶　令和６年度の免除額推計（４月～３月の１２ヶ月間）

１，１３４，０００円（４２人×２７，０００円）

○田川市国民健康保険税条例（平成２１年条例第５号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
第１条から第２３条まで　略 （国民健康保険税の減額） 第２４条　略 ２　略 ３　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第５６条の８９第４項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 ⑴　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第４条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第２４条の３０の５に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た	第１条から第２３条まで　略 （国民健康保険税の減額） 第２４条　略 ２　略

【別紙４】

新（改正案）	旧（現行）
額 ⑵　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第５条の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 ⑶　国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第７条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 ⑷　国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第８の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 ⑸　国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第９条の規定により算定した所得割	

新（改正案）	旧（現行）
額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 ⑹　国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第１０条の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 （出産被保険者に係る届出） 第２５条の３　国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。 ⑴　納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。） ⑵　出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号 ⑶　出産の予定日 ⑷　単胎妊娠又は多胎妊娠の別	

新（改正案）	旧（現行）
⑸　その他市長が必要と認める事項 ２　前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。 ⑴　出産の予定日を明らかにすることができる書類 ⑵　多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類 ⑶　出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類 ３　第１項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の６月前から行うことができる。 ４　第１項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第２項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第１項の規定による届出を省略させることができる。	